

平成29年第4回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月12日（火曜日）

午前10時00分開議

午前11時52分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院 事務局長	加藤浩美君
教育委員会 教 育 委 員 会 長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部 長	村上正俊君

農業委員会
会長

松川英一君

農業委員会
事務局長

武田泰和君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

穴田義文君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
議総議総

岡崎浩章君

議会事務局
議総

前畑美香君

議会事務局
議総

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（丹 正臣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（丹 正臣君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（浅利知充君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（丹 正臣君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。あらかじめ決定しております順序に従い一般質問を許します。

16番 斉藤 昇議員。

○16番（斉藤 昇君）（登壇） おはようございます。

平成30年度予算編成についてお伺いをしたいと思います。

牧野市政3期目を迎え、新たなまちづくり総合計画の策定も大詰めに入ってきている状況の中で、新年度に向けての予算編成作業なども本格化してきていると思うのであります。平成30年度は、今後の土別市の方針づける上でも重要な年でもあると思うので、その予算の編成に当たっての基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

初めに、29年度の決算見込みでありますけれども、これをどのようにまず見込んでいるのかを伺いたしたいと思います。

地方交付税については、実質的な普通交付税が約1億2,000万円、当初予算を下回る見込みとのことだが、その要因と他の市税などの歳入については、どのような状況になっているのか、当初予算から見て減額となっているようなことはないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。あわせて財源不足等の影響などにより、予算の執行に支障が出るようなことがないのかという点についても説明を願ひたいと思ひます。このほかにも当初予算で見込んでいた交付金などの歳入が確保されず、実施できなくなった事業などはないのか。また、歳入の状況に関係なく、予定していた事業が実施できなくなっていることはないのか伺いたしたいと思います。

また、市立病院については、昨年と比べると病床利用率の改善などにより入院収益が伸びているようだが、新経営改革プランに基づく経費節減の効果や決算の見通しはどのような状況になっているのか、収支不足に陥ることはないのか伺いたしたいと思います。

28年度一般会計では、実質的な黒字が約3億5,600万円の決算となり、1億8,000万円を財政調整基金に繰り入れるに至ったが、本年度においてはどのような状況になっていると見込んで

いるのか、お知らせいただきたいと思います。

そこで、平成30年度の予算編成の考え方でありますけれども、新年度はまちづくり総合計画の初年度となる向こう8年間の財政収支見通しと実行計画を踏まえた予算編成となるべきだと考えるが、まずその編成に当たっての考え方について伺いたいと思います。

また、行革大綱の見直しも行われ、公共施設マネジメント計画についても実行段階となる中で、新年度予算との整合性が求められるものとするが、こうした取り組みをどのように予算に反映させていくのか、考え方をお伺いしたいと思います。

新年度予算に向けて国の予算折衝においては、地方の基金残高が増えていることを問題視する見方があるようだが、これはどのような趣旨で地方の実情としてはどうなのか。また、本市の基金残高の近年の状況と中期財政フレームの数値目標の達成見込みはどうなのか、お答えいただきたいと思います。

中期財政フレームの検証を踏まえて、新たな財政運営の指針となる数値目標を設定することでありますけれども、この基金残高についても引き続き目標設定とする考えなのかどうか。牧野市長3期目のまちづくりマニフェスト2017で掲げた事業は、新年度予算へどのように反映されると考えるのか。一方、新たな総合計画の初年度として、来年度の主な事業、更に新規事業として考えているものはあるのかについても伺いたいと思います。

新たな総合計画においては、地区別計画の策定を進めているが、この地区別計画を実行する上での予算についての考え方についても伺っておきたいと思います。

市立病院の公営企業法全部適用に向けて新年度予算編成及び執行において、制度としてこれまでと大きく変更になる点、更に診療報酬改定の影響や新たな経営視点での取り組みなどがあれば、その考え方をお伺いしたいと思います。

市民生活は一層厳しさを増しているが、来年度予算で市民負担を軽減していく、そのような努力をする考えはあるのかどうか。水道料金が値上げされる中、国保会計においても極めて厳しい財政運営がなされて、国保税の値上げがされてきました。更に、その運営が都道府県化されることによって、改定増の影響はないのか。より一層、国保税の引き上げをしなければならぬと考えているのか、この点も答弁を求めたいと思います。

他の公共料金改定の状況によっては、今後、消費税率のアップも見込まれる中で、市民の大きな負担になることが予想される。市民生活の現状をどのように認識しているか。受益者としての負担ということは一定の理解はするけれども、市民生活の実態をしっかりと捉えた対応が必要だと思うが、市民生活を守る立場から予算編成に当たっていくのか。この際、その決意と市民に密着したきめ細かな予算編成を望むものでありますけれども、答弁を求めて、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

斎藤議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から平成30年度予算編成の考え方について答弁申し上げ、29年度決算見込み及び基金の動向、国保制度については相山副市長から、市立病院の29年度決算の見込みと地方公営企業法全部適用に向けた30年度予算編成の考え方については、三好市立病院副院長から答弁申し上げます。

まず、新年度予算編成の基本的な考え方については、現在策定中のまちづくり総合計画を基本に、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりに取り組みます。まちづくりマニフェスト2017に掲げたやさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの取り組みを更に進め、対話、調和、市民の輪の3つの「わ」を持って、さまざまな行政需要に的確に対応するため、スピード感を持って予算編成に当たってまいります。

新たな計画期間である向こう8年間においては、地方交付税の合併特例措置が終了することや地方財政計画の動向が不透明な状況になっていることから、しっかりとした財政収支の見通しを踏まえてまちづくり総合計画の策定をするとともに、その実行計画を基本として予算編成に当たってまいります。また、まちづくりマニフェスト2017で掲げた政策については、実行に向けて具体的に総合計画に位置づけ、着実な具現化を図ってまいります。

そこで、現在、来年度予算に計上を予定している主な建設事業ですが、庁舎改築事業や環境センター建設事業、北地区子どもセンター整備事業、西広通街路整備事業などについて継続して実施するほか、下水道合流改善事業、農業集落排水施設整備事業については、引き続き計画的に実施していきます。新規事業としては、仮称であります、街なか交流プラザ建設事業、し尿処理施設整備事業を実施するほか、老朽化が激しい朝日中学校については、改修工事に向けた実施設計に着手する考えです。

市民生活の現状や子育て日本一、健康長寿日本一に関連した市民負担の軽減を考慮した事業については、小学生以下の医療費無料化を中学生までの拡大を図るほか、ハッピーマタニティー事業やしべつ健康マイレージ事業、除雪サービス事業、住宅新築・改修促進助成事業などについて、引き続き実施してまいります。新規事業としては、多子世帯に対する負担軽減や不妊治療に対する助成事業などを実施していく考えです。また、30年度予算編成においては、まちづくり総合計画で新たに位置づけた地区別計画の取り組みに対して、地域力によるまちづくり重点枠を設け助成制度を拡充するなど、積極的に予算化を図ってまいります。

次に、公共施設マネジメント計画の実行及び行政改革大綱の見直しと予算編成との整合性についてですが、マネジメント計画の実行に当たっては、まちづくり総合計画の実行計画に位置づけることで予算に反映していく考えであり、将来に向けて持続可能な財政基盤を構築していくためには、着実に実施していかなければならないものと考えています。また、総合計画の実現のため、行財政改革大綱と財政運営戦略を両輪とする行財政運営戦略を策定してまいります。

行財政運営戦略では、債務償還バランスの均衡や公共施設の再編、遊休財産の活用、歳出の効率化といった、財政マネジメントの強化とスクラップ・アンド・ビルドの徹底や公営企業、第三セクターの経営改革、機能的な組織改革などの行政サービス改革の推進によって、財政健

全化へ向けた取り組みを盛り込んでまいります。

今後における公共施設再編の取り組みにおいては、議会を初め市民の皆様と合意形成を積み重ねていく中でしっかりと取り組んでまいります。また、公共料金の改定については、受益者負担の公平性や応益性から適正な負担をすることが原則であり、新年度においては水道料金の引き上げを予定していますが、使用料、手数料について、全体的な引き上げを行う予定はありません。

斎藤議員お話しのとおり、依然として市民生活の実態は厳しい状況が見受けられることから、今後の見直しにおいても必要に応じた減免規程の策定を含め、所得状況に応じたきめ細かな対応を総合的に検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、平成29年度の決算見込み及び基金の動向、国保制度についてお答えいたします。

初めに、決算に係る歳入の見込みについてですが、まず市民税、固定資産税などを合わせた市税総額では予算を上回る見通しですが、地方交付税については、合併特例措置の段階的な縮減や地方財政計画の歳出特別枠である地域経済雇用対策費が対前年度比43.7%減となったことなどから、前年度を4%下回る交付額となりました。臨時財政対策債と合わせた実質的な普通交付税は約67億9,500万円、前年度と比べて、お話のように約1億2,000万円の減額となりました。

そのため、さきの第3回定例会において臨時財政対策債とあわせ減額補正を行ったところであり、振りかえ財源として前年度繰越金により対応したことから、予算の執行上の影響はないものと考えております。しかしながら、現時点での予算との比較では、留保財源が見込めない状況となっており、今後において補正予算の計上に当たっては、財政調整基金を充てることで対応してまいります。

一方、歳出におきましては、近年の全国的な事業量の増加から、道路などインフラ整備事業に対する社会資本整備総合交付金については、今年度においても要望額を大きく下回った状況であり、西広通街路整備事業や橋梁整備事業、公園整備事業については、当初予定を下回る進捗見込みとなりました。わくわく水郷公園整備事業については、事業間における交付金を調整する中で、予定どおり今年度における事業完了が可能になったところです。

また、予算計上した事業の中で実施しない見込みの事業としては、新規就農希望者を募ったものの、今年度において希望者が見込めず未実施となった農業研修者受け入れ農家協議会支援事業や移転実績がなかった結果、未実施となった墓地移転事業などがあります。そのほか、現在、産油国の原油減産の情勢を受けて燃料費単価が予算編成時と比べて高騰しており、これから厳冬期を迎えるに当たっては、各施設において維持管理経費などの増加が予測されるほか、本年3月に改定された公共工事設計労務単価や最低賃金の上昇などから、入札執行減による不

用額も減少することが見込まれるところであります。

このような中で29年度の決算見込みについては、今後決定されます特別交付税や地方譲与税交付金など各種交付金の動向にもよりますが、一般会計の決算に当たっては、財政調整基金の取り崩しが必要となる厳しい収支になるものと推計しているところです。

次に、基金に関しての国の動向についてですが、本年5月に国の諮問機関である財政制度等審議会や経済財政諮問会議において、地方の基金残高が28年度末と旧合併推進法の期間が満了した18年度と比較して7.9兆円増加している状況などから、国から配分する地方交付税の減額を検討すべきとの提言が出されました。現在、国においては、来年度の予算編成に向けて地方財政対策の折衝が行われているところであり、この件が地方財政計画にどう影響するかは、現状としては不透明な状況であります。

本市の基金残高の状況は、28年度末残高で総額として約40億円であり、18年度末残高と比べて、全体で約7億円増加しております。この要因としては、財政調整基金が約9億円増加したことによるものです。財政調整基金残高については、28年度決算で約16億円となっており、29年度末における残高は、中期財政フレーム目標数値である10億円の確保は見込める状況にありますが、その積み立ての目的は、公共施設の老朽化や不測の事態への備えと合併特例措置終了を見据えた蓄えであります。

こうした課題に対応していくための財源確保策として、基金の積み立てや活用は必要なものと認識しているところであり、こうした地方の現状や考え方については、国に対して強く訴えてまいりたいと考えているところであります。

次に、財政運営の指針における数値目標についてですが、今後、まちづくり総合計画を着実に実行していくため、ただいまの市長答弁にもありましたように、行財政改革大綱と財政運営戦略を両輪とする行財政運営戦略の策定を進めているところであります。この行財政運営戦略では、財政健全化の数値目標として発生主義の考えを取り入れた指標を新たに設定する考えであります。具体的には、償還財源と償還額の均衡を目指す債務償還バランスの均衡を目標として掲げる考えであります。基金残高に関連した数値目標については設けませんが、債務償還バランスの算定の中で基金残高については、充当可能な財源として反映をさせてまいりたいと考えております。

次に、国保制度についてです。

来年度から都道府県化が実施され、国保税については、今後、事業納付金として北海道に納付することになります。現時点において、北海道が示している納付金額と現在の保険税額から判断して、税率改定をする状況にはないものと見込んではおりますが、法定限度額の引き上げや高額医療費制度における所得区分に応じた限度額の引き上げが予定されていることから、今後の情勢については、引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君）（登壇） 私から、病院事業に係るお尋ねについてお答え申し上げます。

まず、現時点における平成29年度の経営状況であります。

10月までの収支状況で申し上げますが、前年度の同時期と比較して外来患者数は2.0%の減となっているものの、入院患者数は5.7%の増となり、医業収益全体では1億1,502万円の増となっています。

一方、医業費用については、改革プランに基づき患者数に応じた適正な職員配置や休日における出張医師の見直し、看護師修学資金貸し付けの抑制など人件費の削減に努めたほか、医師、医療スタッフの道外出張の見直し、更に常時点灯が必要な誘導灯のLED化などに取り組んだ結果、診療収入の増に伴い薬品費、材料費が伸びているものの、全体では2,062万円の増にとどまり、収支差し引きとしては、28年度と比較して9,440万円の改善となっているところです。

こうした状況から、一般会計からの繰入金で28年度決算額と29年度予算額では3,665万円の減額となっていることを考慮しても、今後の患者数が前年度並みに維持できれば収支不足が発生する状況はないものと考えており、当初予算で計上した繰入金に追加することはないと見込んでいます。

次に、来年度の病院経営について申し上げます。

病院事業については、平成30年4月1日から地方公営企業法の規定の全部適用となります。法の全部適用をしたことによって国から補助金が出る、あるいは医師の派遣で優遇されるといった直接的な事柄はないところではありますが、予算の執行などについて事業管理者が責任を持って担うこととなるため、その責任においてより自立した経営を目指さなければならないもので、職員全体の意識の向上につながっていくものと考えています。

全部適用に向け、これまで職員に厳しい病院経営の状況等を説明してきたところではありますが、最近では、外来スタッフが病棟へのヘルプを行ったり、リハビリ技士や検査技師が患者の送迎介助を手伝うなど新たな取り組みも行われており、今後は全部適用を契機として、更に意識の醸成に努め、職員が一丸となって病院経営に努めてまいりたいと考えております。

また、診療報酬改定に係るお尋ねがありました。来年4月には2年に1度の診療報酬、3年に1度の介護報酬の同時改定が予定されており、12月下旬に全体の改定率が示され、3月上旬に診療報酬については点数算定の要件、介護報酬については単位や要件が公表となる見込みです。

政府は既に社会保障費の自然増を抑えるという目標達成のため、本体と薬価から成る診療報酬全体をマイナスとする方針を決めており、これは公立病院のみならず民間病院にとっても、更に厳しい経営環境に置かれるものと考えております。ただ、現在のところ、薬価を大幅に引き下げ、医療の技術料となる診療報酬そのものは、若干引き上げといった方向で検討しているようであり、診療収益に大きく影響する項目があるのか、今後の動向を注視していかなければなりません。

いずれにしても、今回の改定により士別市立病院の目指す医療提供の方向性が大きく変わる状況にないものと考えており、これまで同様に地域の医療ニーズに最大限対応していかなければならないものであります。そのため改革プランにも掲げている名寄市立総合病院との機能分化や共同診療体制を目指す地域連携パスの導入などを進めるほか、患者の高齢化に伴い長期入院体制、在宅医療の充実を更に推進し、経営の安定を図らなければならないものと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成29年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目の質問は、市長3期目のマニフェスト、たくましいまち実現に向けた足腰の強い地域産業の施策のうち、住宅・店舗新築・改修助成事業の継続についてお伺いいたします。

まず、これは士別市住宅新築促進事業並びに士別市住宅改修促進事業の受け付け期間が平成30年3月31日までであったものが継続延長されるということであると思いますが、それと士別市中小企業振興条例に基づく助成事業の店舗改修事業も同じく継続延長されるという意味合いであると考えられますが、これらの今後の継続期間について、まずお示しいただきたいと思っております。

そこで、この士別市住宅新築・改修促進事業並びに士別市中小企業振興条例に基づく助成事業のうち、商店街活性化事業の助成事業である空き店舗活用事業、店舗改修事業、それぞれの事業について、直近の事業実績もこの際、お知らせいただきたいと思っております。

住宅新築促進事業の利用減少傾向については、昨年の決算審査でも触れましたが、商店街活性化事業の店舗改修なども制度として存在し、また市長マニフェストでも継続事業として、今回計画されているものの、近年は取り扱いが激減しているところと想像していますが、本市として、このことについてどのように分析され、どう認識されているのか、お知らせいただきたいと思っております。制度として掲げているものがなかなか利用されない、そうであるならば、ここは垣根を広く持つことも必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、現行の士別市中小企業振興条例に基づく店舗改修事業の対象となる業種は、卸売・小売業、飲食業、サービス業等と定められております。しかしながら、今般の店舗減少やまちなか活性化事業に備え、士別市経済を支える事業者を確保するため及び中小企業の店舗新築・改修等を通じて消費者に魅力を感じさせる店舗づくりを促すためには、助成対象を中小企業者として、店舗のほか事務所、工場、倉庫等を新築・改修した場合も含めるよう要件の拡大、見直しを今回要望するものであります。この要件の拡大は、市内の各中小企業者からも実際に生の声があることから、問題を提起するところであります。

また、事業所減少の歯どめ、不足業種の充足などの視点から、市外から起業される事務所への更なる支援策も重ねて提起いたしますが、この件についても、お考えをお聞きいたします。

ところで、士別市中小企業振興条例については、平成18年に開始されたものであることから、時間の経過に伴い現状にそぐわない点も見受けられ、一度見直すことも必要になってきているのではないのでしょうか。例えば、住宅改修にしても、リフォームしてから10年も経過すれば、また次のリフォームも必要になってくる場合もあり、1人1回縛りの条件も、今後検討の余地も出てくるのではないのでしょうか。また、この同一住宅・同一人の1回限りの原則は、既存、中古の住宅を購入してリフォームする場合は、購入者がこの制度の利用が初めてでも、その住宅の前所有者が当該住宅の改修にこの制度を利用していれば、使えないという矛盾点も出てくるようであります。いずれにしましても、足腰の強い地域産業の発展のためには、タイムリーな施策としなければならないと思うものであります。

最後に、士別市中小企業振興条例の目的は、その第1条に本市における中小企業の自主的な経営努力を助長し、企業の近代化の促進を図るため必要な助成等を行い、その育成振興を図ることがその目的となっています。つまり、この条例に基づく助成事業の実績がたくさんあってこそ、足腰の強い地元産業の発展があることを重ねて申し上げ、以上までの点について本市の御所見をお伺いし、1点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、士別市住宅新築促進事業及び士別市住宅改修促進事業の継続についてです。

住宅改修促進事業は平成21年から、住宅新築促進事業は22年から実施しており、その期間については29年度までとしておりましたが、マニフェストでお示ししたとおり期間を延長する考えであり、その期間は、市長任期及び総合計画の実行計画前期4年間の33年度を目途とする考えであります。

これまでの商店街活性化事業での直近の実績としては、新築助成では、27年度は新築件数32件中助成利用者10件、28年度は32件中4件、29年度では11月末現在で15件中3件となり、市内業者を利用される方が少ない状況であります。改修助成制度は27年度に118件、28年度89件、29年度では11月末現在で83件となっています。

空き店舗活用事業は、27年度に1件、28年度及び29年度11月末までの利用はありません。店舗改修事業につきましては、27年度に8件、28年度8件、29年度では11月末現在で5件となります。

そこで、店舗改修事業の分析でありますけれども、29年度までの利用状況を見ると、利用者は減少傾向にあります。その要因として、人口の減少による買い物客総数の減少や消費動向の変化による厳しい商店街経営などによる設備投資の低下が推測されるところであります。

次に、店舗改修事業における助成対象の範囲の拡大についてです。

店舗改修事業については、その対象を店舗としており、店舗において直接顧客と対面して商品の販売または役務の提供等を行うものを助成対象としてきているところであります。店舗改修は店舗の改修、新築により来客者にとってより魅力のある店舗とすることが主であることから、

現在の対象業種としており、工場や倉庫などは助成対象とはしておりません。

そこで、事務所につきましては、23年度から来客者への接客や商談の場であることから、助成対象として追加したところでもあります。まずは、現状の対象となっている業種の方の利用状況について分析し、来客者にとって魅力ある商店、商店街づくりを目指してまいります。

市外から起業される方に対する支援については、本市の支援内容を知ってもらうことが重要でありますので、市制度についての周知徹底を図るとともに、市内空き店舗の情報など士別商工会議所などとも連携し、移住・定住を求める方へのきめ細かい情報の提供に努めてまいります。また、士別市住宅改修促進事業における同一住宅一人に限り1回といった制限については、貴重な財源を活用することから当面4年間は、基本的に現行制度を継続する考えであります。

そこで、市内の中小企業の活性化にもつながる中小企業振興条例の全般については、利用実績や中小企業者の実態などを把握する中で必要な措置、利用促進について制度の検証をしております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 2点目の質問です。

来年の2018年、平成30年は、診療・介護報酬の同時改定や次の医療計画と介護保険事業計画の開始、国民健康保険事業の財政運営が都道府県に移管するなど、大きな制度改革が重なっております。こうした中、誰もが住みなれた地域で切れ目のないサービスを受けられるようにするために、前述した国保事業の都道府県化、いわゆる新国保制度について、2点目は取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私は、平成28年第4回定例会でも国保事業の都道府県化について質問をいたしました。北海道が国保の運営主体が移管された後のモデルケースの保険料試算額を公表した際、本市が実際に加入者が負担する保険料がほぼ試算額に近かったこと、それが他市と比較してどうなのか。また、本市の国保事業会計について、運営主体が移管するまで、運営の総体的な考え方について触れたところです。

その際の答弁の要旨は、保険料試算額の分析としては本市の所得水準は全国水準より少し高く、医療費水準は少し低い位置にあり、平均水準と大きな乖離がないことから、試算額についても大きな影響が出なかったものと分析している。また、運営主体が移管するまでの総体的な考え方は、一般会計からの繰り入れは基本的には考えず、原則どおり保険料と基準内の公費負担で運営に努めていくということでありました。

さて、そんな中、本年8月28日、道より北海道国民健康保険運営方針が策定されました。この方針に基づき移管まで残り3カ月と迫った今、制度移行に向けた準備がいろいろと進められていることと思えます。

そこで、まずお尋ねいたしますが、これまでの1年間の北海道との協議事項、話し合いの経過はどのようなものであったのか。また、ここで改めてこの制度の北海道が示している基本的

な考え方、制度の概要等について確認したく、お知らせいただきたいと思います。また、これまでの間、所得に応じた保険料とすることにより、保険料が大きく増減した場合に対応する激変緩和策も、当初の考えより変更検討されているようですので、この際、この件についても説明いただきたいと思います。

加えて、国民健康保険の運営主体が移行される新国保制度は、保険者にとっては財政運営の主体が北海道へ移行されるだけで特段のデメリットはないように見受けられますが、今の段階で抑えているメリット、デメリットがもしありましたら、お知らせいただきたいと思います。

ところで、この新国保制度の運営方針においては、将来に市町村ごとの医療費水準を納付金算定に反映しないといった保険料水準の統一を目指しているものと承知しているところであります。これは全道どこに住んでいても、同じ所得であれば同じ保険料水準となり、道内の加入者が公平に負担するという、都道府県単位化の目指すべき姿であるものと考えます。しかしながら、一方で現在、市町村ごとに医療費水準の差がある中、納付金算定に医療費算定を反映しないとすると、本市がこれまでに他市より先行して行ってきた特定健診の受診率向上策等、本市のこれに対するインセンティブがなくなり、医療費の適正化が進まないばかりか、市民の健康が損なわれるおそれさえあるものと考えます。

以上のようなことから、この件に関しての現在の北海道の考え方、また本市の考えをお聞きしたいと思います。

最後に、50年ぶりの大改革となる今回の制度移行に当たっては、さまざまな課題があり、いろいろと混乱も考えられるところではありますが、市民のおよそ3割が加入している制度でありますので、まずはスムーズな移行が望まれるところでもあります。そのため、これに向けた市民の周知方法、また、移管までの今後のスケジュール等を最後に確認させていただき、私の2点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険事業の都道府県単位化の概要についてです。

本制度は、年齢構成が高く医療費水準も高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いという市町村国保の構造的な課題を解決するため、平成30年4月から保険者の都道府県化を行うものであります。

この制度移行に係る協議の過程と、北海道が示す基本的な考え方についてですが、これまで北海道主催の全道7ブロックによる北海道国民健康保険市町村連携会議において協議を重ねてまいりました。その内容は、市町村ごとの所得や医療費水準に差があることから、被保険者への影響を最小限とし、保険料の平準化を図るべく、納付金算定に係る考え方や北海道独自の激変緩和措置、医療費適正化に関する取り組みや事務の広域化を図るためのシステム構築などがあります。これらを踏まえ北海道は、本年8月に国保制度の安定的な運営が図られるよう、保険料の平準化や事務の標準化と広域化などを掲げた北海道国民健康保険運営方針を策定しまし

た。

激変緩和については、保険料の平準化を図るため、北海道独自の緩和措置を講じることとし、これまでの協議過程においては、当初1人当たりの保険料で対前年度増加率5%としておりましたが、急激な負担増加に配慮した結果、2%を超える市町村を対象とするということになりました。

次に、新保険制度におけるメリットとデメリットについてです。

まず、メリットとしては、高額医療費における多数該当の通算方法の変更があります。これまで、各市町村ごとに高額医療費に該当する回数を通算して多数の判定をしておりましたが、新制度では道内の市町村への移動があった場合でも、世帯の継続性が保持されておれば、引き続き通算され、4回目からの世帯負担の軽減が図られることとなります。更に、葬祭費については、北海道は3万円に統一するということになっておりますので、本市においても、現行2万円から3万円に変更する予定であります。そのほか、被保険者証と高齢受給者証が1枚にまとまることや、国が開発したシステムにより業務処理の内容を統一することで、道と市町村が共通の認識のもと、事務の標準化や効率化が推進されることでもあります。

デメリットについては、北海道が財政運営の責任主体となり、国保運営において中心的な役割を担いますが、全ての窓口手続がこれまでどおり市において行えるため、被保険者のデメリットは現段階ではないと考えております。しかしながら、納付金算定の基準となる医療費水準が北海道全体が変わることから、道内の医療費動向によっては、本市の状況にかかわらず、負担する納付金額が増加する可能性が懸念されることもあります。

次に、本市がこれまでに行ってきた運営努力に対する動機づけ、いわゆるインセンティブについてであります。

30年度から市町村の健康づくりへの取り組みを評価し、支援する保険者努力支援制度が本格的に実施されるため、北海道はこの制度の積極的な活用のほか北海道調整交付金についても、地域を考慮した効果的な支援ができるよう検討しているところであります。本市としては、現在実施している特定健診の無料実施、国保人間ドックの助成、がん検診の助成事業についても継続し、新たな支援も活用しながら、更なる医療費の適正化の取り組みと被保険者の健康増進に努めてまいります。

新国保制度に向けた周知については、新たな制度の理解が得られるよう本年2月と9月の市広報紙に掲載することとあわせ、納付書にチラシを同封することで行ってまいりました。

今後のスケジュールにつきましては、北海道における条例制定が12月に行われ、市町村への納付金の確定が30年2月上旬と予定されておりますことから、これを受けて士別市国民健康保険運営協議会を開催し、その後、新国保制度に向けた予算案と改正条例案を第1回定例会に提案する予定であります。

今後、新国保制度に向けて、更なる市民周知に努めるとともにスムーズな移行ができるよう準備を進め、北海道とともに安定した国保制度の運営に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷議員。

○6番（谷 守君） せっかくですから、再質問というか意見を述べさせていただきたいと思
います。

国民健康保険事業については、言うまでもなく自営業者や無職の方、また74歳以下の高齢者
や非正規労働者ということで、比較的所得が低い方が加入されているという状況になっており
ます。その中で、今まで毎年のように保険料が上がるという状況は負担が多いという中におい
て、これは私も加入者ではあるんですけども、医療費水準を抑えるという意味合いでは、本
市が行っている特定健診の受診ですとか、先ほどいろいろ何点かおっしゃられましたけれども、
それもしつこくはがきで毎年、受けられていない方は受けられるようにというふうに啓蒙され
ているところだと思います。そういったことが、最終的に市民個人の健康づくりに役立ってい
く中で、ひいては医療費がかからないということで医療費水準が抑えられるということにつな
がっていくんじゃないかと思えます。それに伴って、頑張っている自治体と頑張っていないと
ころの市町村ではそれに差があって、その見返りについても、金額ではわからないということ
でありましたけれども、あるということでもあります。そういったことを加入者の方は、なかな
かわからないんじゃないかなというふうに思っております。

そういうところも行政側としては、特定健診の受診率向上策等、全て加入者のためになる
ということを特段訴える機会はなかなかないかもしれないですけども、そういうこともある
ということもこの場で確認して、今後またますます国保事業については、安定的に運営してい
たきたいと思えます。

そういうことを述べまして以上、終わります。

○議長（丹 正臣君） 5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目の質問は、この議会でも幾度となく議論がされておりますが、緊急災害時における防
災力についての質問をいたします。

前回の第3回定例会では、村上議員から防災訓練についての質問がありましたので、それ以
外での災害に対する備えの観点で、士別市地域防災計画の中から質問をさせていただきます。

防災については、近年でいえば、やはり東日本大震災が起こったことにより、全国各地で意
識の高揚がうかがえるのではないかと感じます。その後も全国各地で豪雨や台風による被害が
続出しており、自然災害はどこにでもあり得ることとして捉えられてきている一方、いまだこ
の地域では起こり得ないと考えている人も少なからずいるようで、防災意識が地域全体に浸透
し切らない要因でもあるように思います。

防災の基本である「みずからの身の安全はみずからが守る」ということを市民の一人一人が
徹底して理解することで、災害に遭った場合でも被害を最小限に抑えることができるため、よ
り一層の防災意識の向上を図らなくてはならないと考えます。

そこで、まずは士別市地域防災計画の第3章第1節防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画について伺います。

ここでは、市民に対して防災の知識などの普及・啓発に関することが定められておりますが、具体的に取り組んでいる普及・啓発活動の内容と意識の高揚に対しての成果をどのように捉えているか伺います。

次に、同じく第3章第3節物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画の中で、住民に対し3日分の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努めるよう啓発を行うとあります。これに関しては、士別市災害時備蓄計画として、具体的に市民みずからが備えておく必要性や食料等の物資についても詳細に示されているものがありますが、どの程度の市民に周知をし、どの程度の市民が備えているのか、市のほうで把握はできているのでしょうか。非常にわかりやすい内容であるために、一層の周知に努めていただきたいと思います。

次に、第3章第12節雪害予防計画及び第15節積雪・寒冷対策計画では、異常降雪時等における対策について記されておりますが、雪により電気の供給が遮断された場合などにおいて避難所を開設した際に使用する暖房器具等の設備機器や備品の数量の確保や点検は常にできているか伺います。また、地震災害等により、上下水道が使用不可になった場合の仮設トイレについては、協力企業と災害協定を締結していると思いますが、その数について、大規模な被災をした場合の数も確保できているのか伺います。

最後に、北海道で認定している北海道地域防災マスターについて質問します。

本市においても、13の方が認定されていますが、まずはこの制度の概要をお知らせください。

また、認定された地域防災マスターは、今後どのような取り組みがあるのか。士別市防災会議や自主防災組織との関連性はどのようになるのか。この制度に認定された方が中心となり、防災に関する市民リーダーとして知識や経験を生かし、市民への周知啓発にも取り組んでいただきたいと思います。考え方をお知らせください。

今回、防災について幾つか質問いたしました。災害はさまざまなケースが想定され、どこまでを想定し、どこまでの備えをするべきか、判断が難しいところであることは承知しております。しかしながら、本年度に更新を予定しているハザードマップも100年に1度を想定していたものが1,000年に1度になるように、地域防災計画や市民の意識も更に想定範囲を広げる必要があると思われることから、いま一度計画の見直しとともに市民の意識高揚がなされるよう、行政の取り組みを更に推進していただきたいと思います。この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画と北海道地域防災マスターについて答弁申し上げ、物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画と雪害予

防計画及び積雪・寒冷対策計画については、総務部長から答弁申し上げます。

初めに、防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進に関する計画についてです。

本市では地域の災害対策に当たり、関係機関が連携して市民の生命や身体・財産を保護し、万全を期して対応することを目的として、士別市地域防災計画を策定しています。また、災害に対するさまざまな情報を市民が共有し、災害時の対応に役立てるため、地域防災計画の概要版をあわせて作成し、それぞれホームページなどで公開しているところです。

このほか普及啓発活動としては、ハザードマップの配布、自治会や自主防災組織と連携した総合防災訓練の実施や広報での周知、自治会担当者のメールアドレス登録とテストメール発信による情報伝達訓練の実施のほか市民を対象とした公民館講座、自治会や市の新規採用職員などを対象とした防災研修会を平成28年度では計3回、29年度では計5回開催しています。

地域防災計画に基づき正しい情報収集や避難方法、災害における行動や家庭内備蓄品についての情報提供、図上訓練や非常食の調理・試食など、体験型の研修も実施していますが、今後、過去の水害時の降水量や雨水の処理能力など、防災活動に参考となる情報提供などにも取り組んでまいります。

なお、研修に参加した市民からは、具体的な事例を含めた説明や実体験を通して理解が深まり、避難行動や備蓄整備に対する意識が高まったなど、肯定的な意見が多く防災意識を高める一助になったものと考えています。

次に、北海道地域防災マスターについてです。

まず、この制度の概要ですが、北海道が事業主体となり、防災活動のリーダーとして活躍いただく北海道地域防災マスターの育成に取り組んでいます。この制度は、防災に関する活動経験がある官公庁の職員や防災士を初め自主防災組織、町内会の役員など、防災活動に取り組んでいる方を対象に認定研修会を受講し、防災マスターとして登録することにより、地域での防災活動に対する指導などを担っていただく制度となっています。

防災マスターと士別市防災会議や自主防災組織とのかかわりについてですが、士別市防災会議は、市、北海道、警察、消防、自衛隊や地方行政機関などの代表者を委員として組織しており、地域防災計画の作成及び実施の推進、水防計画や地域に係る防災に関する重要事項を審議することなどを目的としています。防災マスターは、直接的に士別市防災会議には参加していませんが、地域の防災に関する市民リーダーとして、防災についての正しい知識の普及・啓発や避難訓練、自主防災組織の設立や運営など、これまでの知識や経験を生かし、防災力向上への中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

市としても、自治会や自主防災組織における防災担当者の人材育成の一環として認定研修会の周知を推進するなど、防災マスターが地域における自助、共助、公助の連携のかなめとして活躍できるよう、引き続き連携、支援の推進に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から、物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画と雪害予防計画及び積雪・寒冷対策計画についてお答えします。

初めに、物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画についてです。

本市では、災害発生時において円滑な応急対策を行うことで、市民、行政が一体となって大規模災害に備えることを目的として、士別市災害時備蓄計画を策定しました。この計画では、家庭内で備蓄する物資や指定避難所で必要となる備蓄品などの目標数や整備計画などを定めたところです。現状では、市民がどの程度物資を備蓄しているかについては、それぞれの世帯構成や住宅状況もさまざまであり、詳細な備蓄状況の実態把握は難しい面がありますが、こうした数値目標を参考とした取り組みを進めているところです。

災害時備蓄計画は本年3月に策定したところであり、これまでホームページなどで公開しているところですが、今後は更に公民館講座や自治会での研修会などさまざまな機会を通じ、防災に関する知識の普及啓発に努め、家庭や地域での災害の備えに結びつくよう取り組みます。

次に、雪害予防計画及び積雪・寒冷対策計画についてです。

降雪期におけるライフラインの確保は、避難者の身の安全を確保する上でも重要な課題であると認識しています。停電などにより必要となる毛布や暖房器具については、今年度もジェットヒーターや毛布などの整備を行っていますが、大規模な災害に対しては十分に確保できていない状況ではないため、今後とも計画的な整備に努めてまいります。また、大規模な被災や多数の避難者への対応では、協力企業と締結している災害協定により応援を要請するなど速やかに避難所が開設できるよう、必要な資機材の確保に向けた取り組みを進めます。

資機材の整備点検につきましては、市が保有する発電機については、定期的なイベントでの活用などで動作確認するほか、定期点検も実施しています。

なお、各指定避難所に整備される暖房機や給水設備などについては、各施設の管理者が保守・点検等を実施しております。

大規模な被災における仮設トイレについては、災害協定を締結する企業が所有していないためリース会社からの調達を予定しております。市内リース会社3社では、各営業所で稼働できる仮設トイレは合計62棟となりますが、災害の規模などにより稼働可能な仮設トイレを上回る数が必要となった場合には、道内営業部や配送センターを通じ、必要数の確保に努めることとしています。

市としても、引き続き資機材等の計画的な整備を進め、近隣自治体や協力企業と締結した災害協定に基づき必要な資機材の確保にも努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、市内事業者への支援や本市で働く労働力確保についてです。

人口減少が進む本市では、活力ある民間企業の経営と人材育成、確保のため、士別市中小企

業振興条例に基づきさまざまな支援策を講じております。さきに谷議員がこの条例に基づく事業の質問をいたしましたので、重複する部分は割愛させていただき、その他の事業に関して質問をさせていただきます。

1点目の空き店舗活用事業についてと2点目の店舗改修事業については、谷議員の質問に重複しているので割愛し、また、土別市中小企業振興条例全般について、制度の検証をするとの答弁もありましたので、それも踏まえて質問いたします。

まずは、人材確保促進事業について。

この事業は、Uターン等の就職者の雇用にかかわる面接費、移転費用、就職支度費用を定められた額を助成するものですが、これまでの実績と成果をお知らせください。

中小企業振興条例に基づく事業のため、助成対象者が企業側になっておりますが、効果的に市外から本市への雇用と定住に結びつけるためには、市外から来る人本人に対しての新たな助成も必要ではないかと考えますが、見解をお知らせください。

次に、さきに谷議員から起業に対する質問もありましたが、新規開業等支援事業についてお伺いします。

この事業は、新規に事業を開業し、2名以上の雇用をした場合に定められた額を助成するものですが、事業が軌道に乗ってから事業拡大をし雇用を図る場合や、業種によっては1人で開業するケースも考えられます。雇用拡大の観点もあることは理解しておりますが、定住の観点からも、1人での起業に対する際の支援策も必要なのではないかと考えます。市の見解をお知らせください。

また、この中小企業振興条例全般において、先ほどの谷議員の質問の答弁にあったとおり、利用実績や企業の実態を常に把握するとともに、そして、ただいま申し上げました市外からの労働力確保や起業を目指す人に、ほかのまちよりも有利な助成制度を新たに設置していただきたいと考えるところですが、本市の考えをお伺いします。

次に、各種国家資格や公的資格等の資格取得のための費用助成についての考えをお伺いします。

国の法律に基づいて定められた国家資格は、各種分野の知識や技能を証明するものであり、医師や弁護士などのように有資格者のみが業務を遂行できる業務独占資格や有資格者のみに呼称することが許されている名称独占資格、そして各種分野の事業を遂行する際に設置義務のある必置資格に分類されますが、いずれにしても、各業種における信用や専門職としてのスキルアップという観点からも、資格を取得することが求められるものです。

しかしながら、資格取得に対して種類によっての偏りはあるものの、全般的には受験者数が減少傾向にあると言われております。本市においても、各事業所にはさまざまな有資格者が勤務しておりますが、現状の課題として、労働人口の減少とともに有資格者の減少も挙げられるのではないのでしょうか。

その理由の一つに、受験に対しての時間や費用の問題も挙げられており、費用に関しては各

事業所で負担するケースが増えているようです。資格取得することで、季節雇用者においては正規雇用の促進にもつながり、また離職者が他分野に再就職する際にも資格を持つことで有利になることが考えられます。更には、市内在住者だけでなく、先ほど申し上げたようにUターンやIターンなどをする人が本市において仕事に従事する場合にも、新たに資格を取得するケースも考えられると思います。

現在、そういった目的から資格取得に対する補助制度を設けている自治体も見られますが、本市で意欲を持って働く人や地域を支え、人材育成に努めている企業の支援、更には先ほども申し上げました市外からの労働力確保の観点からも、ぜひ補助制度を設けていただきたいと考えますが、本市の考え方を求め、質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の雇用情勢は、人口減少や少子・高齢化による求職者の減少、企業の求人の増加により、有効求人倍率が上昇傾向にあり、本年10月で1.56倍と22カ月連続で前年同月を上回っていることから、労働力人口の減少が予測されます。このような状況の中、市内企業では人材不足が深刻な問題であると推測され、人材の確保、育成は最重要課題であると考えております。

そこで、本市の取り組みについてであります。渡辺議員お話しのとおり、士別市中小企業振興条例に基づき、企業に対しましてさまざまな支援策を講じているところであります。

初めに、御質問の人材確保促進事業ですが、これはUターン等による就職者を雇用し、その際の面接旅費、移転経費、支度費用を事業所が負担した場合、費用の100分の50以内で道外から配偶者、扶養親族がある場合は20万円、道外から単身の場合は10万円、道内の場合は5万円を限度として助成するものです。助成制度が執行された平成18年度からは2件の利用実績であり、成果としては市外からの就職者もいる中、利用実績は決して多くないと考えております。

そこで、市外からの雇用と定住に結びつけるために雇用される方本人への助成についてですが、この人材確保事業が中小企業振興条例という性質上、中小企業の振興という観点から、企業が負担することに対する助成であるため、雇用者本人への助成はなじまないものと考えております。しかしながら、本市全体の労働者不足や人口減少対策としては必要であることから、定住対策の視点もあわせながら、他の自治体の実態調査などを行ってまいります。

次に、新規開業等支援事業についてですが、お話のあるとおり、こちらは新規に事業を開業した際に、2名以上を雇用した場合に費用の100分の30以内、150万円を限度として助成を行うものであり、1人での起業に対しての支援とはなりません。

先ほどの空き店舗活用事業や店舗改修事業などを利用することもできますが、空き店舗でもなく対象事業である改修費に100万円以上かけられないケースも想定されることから、利用する状況や基準などを見定めていかななくてはならないと考えております。

また、ほかのまちよりも有利な助成制度についてですが、先ほど谷議員への答弁のとおり、市外からの労働者確保や起業については、本市の制度内容を知っていただくことが最も重要で

ないかというふうに考えておりますので、まずは制度内容についての周知徹底を図り、きめ細かい情報の提供に努めるとともに、本市の中小企業振興条例全般において制度内容を精査し、検証してまいりたいと考えております。

次に、各種国家資格や公的資格等の取得における費用助成についてですが、中小企業振興条例の人材育成研修事業において、中小企業者が経営者、従業員を国等の行う研修及び中小企業大学校に派遣したときは、当該中小企業者に対し助成金を交付してきており、平成28年4月からは人材育成、労働安全の観点から、技能講習37科目と特別教育40科目を助成対象に追加して、企業負担の軽減に取り組んでいるところであります。

今回、御提言のあった個人での資格取得については、人材育成研修事業での助成対象とはなっていませんが、個人の資格取得であっても、その資格が中小企業の運営にとって必要であると判断し、会社が取得に対する費用負担をするものである場合はどのように対応すべきのかなど、地域産業振興のための人材の確保、育成や季節労働者の通年雇用化の観点から、さまざまな課題に対しUターン、Iターンなどに対する対応も含め、より効果的な制度のあり方について協議してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、観光振興基本計画策定と関連する質問をいたします。

平成28年6月の第2回定例会の松ヶ平議員の一般質問への答弁で、約30年間改定されていない士別市観光開発基本計画を次期総合計画との整合性をしっかりと図り、策定を検討していくとありました。また、本年6月の第2回定例会の喜多議員の一般質問への答弁の中では、本年度観光振興基本計画の策定を予定しているとありました。そもそもこの昭和62年に策定された士別市観光開発基本計画は、旧朝日町と合併する18年も前の旧士別市でつくられたもので、合併後の新士別市にそのまま継承されていたのでしょうか。本市のホームページ上にも見当たりません。私は、以前より観光にかかわるグランドデザインの策定を提言していましたが、この観光振興基本計画の早期の策定を望むところです。

そこでお尋ねいたしますが、この計画を策定する上で、その計画策定の考え方や内容、策定の進め方など、現時点での考え方をお聞かせください。

この士別市観光開発基本計画は、次期総合計画との整合性を図りながら策定を進めるとありましたが、この計画の策定の時期をいつごろに向けて進められるのかをお答えください。

さて、基本計画はその名のとおり、基本的な考え方や方針を示すもので、基本計画に沿った推進計画や実施計画的なものが別途必要になるものと考えます。例えば、中期的に具体的な事業をどのように進めていきたいかを計画するものですが、このような推進計画などをつくる考えはあるのでしょうか。

次に、次期総合計画との整合性についてお尋ねいたします。

現時点での次期総合計画案をいただきましたが、その基本計画案には第3節として観光が記載されており、今後、実行計画または展望計画がつくられることかと思えます。

そこでお尋ねいたしますが、総合計画は本市の最上位計画ではありますが、その基本計画と策定をする観光振興基本計画との関係はどのようになるのでしょうか。次期総合計画案と連動する個別計画の骨子には、来年度末までに策定をする土別市立地適正化計画が記載されています。観光振興基本計画を来年度中に策定するとすれば、同じく個別計画に記載しなくてもよいのでしょうか。また、推進計画などをつくるとすれば、総合計画との実行計画、または展望計画との関係はどのようになるのかをお示してください。

最後に、観光PRで使用する印刷媒体への質問をさせていただきます。

観光情報の発信において、現在ではインターネットやSNSなどのICTによる発信が重要視されていますが、それらは能動的に情報を収集する方々には特に有効ですが、受動的な環境下での観光情報の発信においては、観光パンフレットなどの印刷媒体での情報発信が必要となります。

本年、本市の観光パンフレットが刷新されました。A4判フルカラーで表紙、裏表紙を含めて16ページの非常に上品に仕上がった高級感のある観光パンフレットです。その内容は羊のまち土別のイメージを前面に出したもので、体験観光スポット、サフォークオリジナル料理、自然観光、イベント、宿泊施設などが紹介されています。このパンフレットは本市のPRに非常に有効なものとして十分評価をしております。しかしながら、他の市町村では、このような冊子型のパンフレットとは別に、もっと気軽に配れる観光リーフレットを数種類用意しているところが少なくありません。

リーフレットとは、冊子型のパンフレットとは異なり、1枚物の印刷物を幾つかに折り畳んだものです。よくあるのは、A2からA3サイズほどの紙に両面印刷したものをポケットなどに入りやすい大きさに、しかも広げ畳みやすいように工夫して折り畳んだものです。本市でも、以前にはこれに近い大きさのものがありませんでしたが、現在は無いようです。

本市の観光パンフレットは、イメージを重視されたのか、残念ながら、観光スポットや飲食店などの営業時間や定休日などの情報は記載されていません。そこで気軽に持ち歩け、細かな情報も入れ、製作単価が低く、気軽に配れる観光リーフレットを作成し、観光パンフレットと観光リーフレット、その配布目的により使い分ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

各市町村の観光リーフレットを見ますと、観光スポットや観光マップを重視したものや飲食や宿泊情報を重視したものなどさまざまですが、作成コストが冊子型パンフレットより廉価のため、更新サイクルが早くできる複数種類をつくるなどの可能性も出てきます。

本市は、現在でも道内外でのさまざまなPR事業や交流事業、物産品の販売やイベントの参加など、数多くの本市をPRする機会が多くあります。そういった場所で、より気軽に配布できる観光リーフレットを関係団体とも協議しながら、ぜひとも作成をするべきだと思いますので、

その考え方をお聞きして、この質問を終わります。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

士別市観光振興基本計画は、本年6月第2回定例会において喜多議員の質問に答弁したとおり、平成30年度の策定を予定しています。

考え方、内容につきましては、今後の本市観光の目指すべき方向を示す基本計画の策定であり、年々変化する観光情勢に対応するための指針や先を見据えた戦略を構築することを柱に観光協会、まちづくり団体、行政が一体となり進める観光協会の組織強化、旅行全般にわたる相談や情報提供窓口の一本化、団体や個人旅行者に対応するための各関係施設との調整や旅行エージェントの商談業務などのほか、合宿の里士別推進協議会との連携や和寒町、剣淵町、幌加内町による1市3町を中心とする広域連携による着地型観光事業の推進など、まちづくりにおいて重要な観光施策について、中長期的な戦略を策定することと考えております。進め方につきましては、行政と観光協会、観光推進検討委員会やまちづくり団体などによる策定委員会を設置し、30年度末までの策定を予定しています。

次に、本年度策定の士別市まちづくり総合計画との関係についてですが、総合計画は本市のまちづくりの最上位計画であることから、次期総合計画の基本施策「魅力と活気あふれるまちづくり」第3節観光において、1つ目に地域資源を活用した観光推進、2つ目に情報発信の強化と観光案内の確立、3つ目に観光推進体制組織の強化の3項目を掲げています。

来年度策定の士別市観光推進基本計画につきましては、この士別市まちづくり総合計画で掲げる観光部門3項目を柱に、まず地域資源を活用した観光推進では着地型観光や食ブランドの構築、近郊地域や本市のスポーツ合宿との連携強化。次に、情報発信の強化と観光案内の確立では情報の収集や発信、宿泊、観光施設や食情報などに関する観光案内と観光誘致活動。そして観光推進体制組織の強化では観光施策全体を担い、1市3町の着地型観光の拠点を目指すなど、総合計画と整合性を図り具体的な計画を策定してまいります。

次に、個別計画の骨子への掲載については、現在策定に取りかかっている計画を掲載しているところであり、観光振興基本計画は次年度からの着手であることから、未掲載となっております。

最後に、多様な観光PR用の印刷媒体についてですが、本市では昨年度、観光パンフレットを刷新いたしました。個人旅行者の食、体験、宿など、地図が盛り込まれた観光マップや食べ歩きマップなども必要であると考えます。現状において、多くの来訪者があるスポーツ合宿や自動車等試験研究の方々に対するおもてなしとして、観光協会など関係機関と協議してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんが、観光振興基本計画を策定す

ると、基本的なものであるので、それに対して推進計画的なものとか、実施計画的なものでおつくりになるのかどうなのかという部分に対する具体的な答弁があったような、なかったような、ちょっとその辺、もう一回お聞かせいただきたいんですけども。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

総合計画は、士別市におけるまちづくり計画の最上位計画ということで位置づけをしてございまして、今後におきましては、今策定中ではありますが、基本構想、基本計画が8年、4年間で実行計画、残りが展望計画という考え方でございます。

それで、基本的にはこの年数に合わそうという考えで、この観光振興計画も考えているところではありますが、いずれにいたしましても、1年おくれて総合計画が実施されるその年来年度から、これを議論をするということになってございますので、当面3年間については実行的な計画を同じように観光計画もつくり上げていく。残り4年間は展望的なことも視野に入れながら、計画をつくり上げていくということで、総合計画と整合性を持って進めていくのが一番よいのではないかとこの考え方で現段階でいますので、関係する委員会、団体の皆様方、入っていただく委員会の中で議論をしながら進めてまいりたい、このように考えているところです。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 2つ目の質問として、公共工事の発注や施工時期等の平準化に関する質問をいたします。

国や地方公共団体は、単年度予算の原則により、その公共工事の発注・契約は年度前半に集中する傾向があり、結果的に4月から6月までの第1・四半期が建設企業の閑散期となっています。とりわけ、本市のような積雪地帯では第4・四半期である1月から3月も降雪による工事の困難さから、第2、第3・四半期に公共工事が集中しています。このような年間工事量の偏りは、建設企業にとっては人材、機材の実働日数が上がらないことはもとより、日給の技術労働者の賃金低下や週休二日制の実施が困難になる、昨今の労働力不足などによる入札不調などへの影響など、さまざまな要因となっています。

そこで、国は平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる公共工物品確法を改正し、翌年の平成27年1月30日に、この改正公共工物品確法に基づく発注者関係事務の運用に関する指針を出しています。

これら改正の趣旨は、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定を努めることを新たに定め、発注者は債務負担行為の積極的な活用などにより、発注・施工時期等の平準化に努めることとなっています。その目的は、年度内の工事量の偏りを解消し、年間の工事量を安定することにより、発注者側としては施工確保対策や中長期的な公共工事の担い手確保対策に資することとなり、受注者側では企業経営の健全化、労働者の処遇改善、稼働率向上による機械保有の促進が期待され、建設業システムの省力化、効率化、高度化に寄与されるとされています。

本市においては、以前よりゼロ市債事業による第1・四半期での工事施工などへの対応や債務負担行為による年度をまたがった発注も行われてきました。

そこでお尋ねいたしますが、本市における現在までの発注・施工時期等の平準化の取り組みを改めてお答えいただき、公共工事事確法の改正後から、その対応はどのようにされてきたのでしょうか。

この法律の改正において、地方公共団体から取り組み事例を参考にしたいと国への要望が多くあり、平成28年4月に、地方公共団体における平準化の取り組み事例について、平準化の先進事例「さしすせそ」が国土交通省より出されています。「さしすせそ」の「さ」とは債務負担行為の活用、「し」とは柔軟な法規の設定、「す」とは速やかな繰越手続、「せ」とは積算の前倒し、「そ」とは早期執行のための目標値設定とされています。この事例集は都道府県の事例となっていますが、本年3月に第2版が出され、そちらには市町村の事例も記載されています。

そこでお尋ねいたしますが、この事例集を現在まで活用されたことがあるのか。また、今後、調査研究をされるのかをお答えください。

さて、私は今後も国の考え方にあるように、本市の公共工事の発注においても平準化を更に進める必要があると考えます。本市においても、建設企業の労働者不足や高齢化、週休二日制など労働条件の改善、来年度から始まる大型工事となる本庁舎整備事業と他の公共工事の円滑な工事の推進など、多くの平準化に取り組むべき背景があると考えますので、更なるゼロ市債や債務負担行為の活用などを進めるべきと考えますが、考え方をお聞かせください。

先ほどの「さしすせそ」の「し」の柔軟な工期の設定とは、具体的には余裕期間制度の活用を指すものです。余裕期間制度とは契約ごとの工期の30%を超えず、かつ4カ月を超えない範囲で余裕期間を設定した上で発注をし、工事開始日である始期、もしくは工事完了日である終期を発注者が指定、または受注者が選択できる制度です。その目的は柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資するものとされており、工事の発注において積極的に活用するように国より示されているものです。

そこで、余裕期間制度には発注者指定方式、任意着手方式、フレックス方式と3つの方式があるとお聞きしていますが、それらの方式の違いをお示しください。既に都道府県はもとより、市レベルでも、この余裕期間制度を導入する自治体が増加しているようです。改正公共工事事確法では、発注者の責務として計画的な発注と適切な工期設定に努めることが明記されました。

この余裕期間制度は受注者側の週休二日制の推進においても有効な制度であり、より適切な工期の設定とあわせて本市でも制度導入に向けて進めるべきと考えますが、お考えをお聞かせいただき、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、発注・施工時期等の平準化の取り組みについてです。

地方公共団体の事業執行に当たっては予算措置が必要であり、入札手続にも一定の期間を設けることから、年度当初の発注工事が少なくなるほか、降雪前に工期が集中するなど、どうしても工事の施工時期に偏りが出てしまいます。そのため本市では、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の施行以前から、年間を通した工事の平準化と早期発注による効果的な執行を図るため、発注計画の公表を初め、ゼロ市債や複数年度にわたる工事に対する債務負担行為の活用などに努めてまいりました。

また、27年に制定した士別市公共調達基本指針の中では、公共調達の基本的な考え方を明確にし、市が発注する建設工事等への入札・契約が適正に運用されるよう、機材や重機を確保する期間も含めた適正な工期の設定を図るものとしています。

次に、地方公共団体における平準化の取り組み事例の活用についてです。

改正された品確法では、国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力することが新たに明記されるなど、組織単位での取り組みの強化が求められており、本市においても27年に北海道及び北海道開発局、振興局管内の各市町村により構成している北海道ブロック発注者協議会地方部会に参加し、発注契約関係の取り組み事例の共有や意見交換など、地域での連携強化を図ってきました。

井上議員お話しの地方公共団体における平準化の取り組み事例に例示されているように、本市においても、ゼロ市債事業による債務負担行為や降雪時期を考慮した工期設定、年度内での事業執行が困難な場合における繰越明許の手續などについて取り組んできましたが、今後においても、全国各自自治体のさまざまな取り組み状況を把握する参考資料として活用してまいります。

次に、ゼロ市債、債務負担行為の更なる活用についてです。

士別市公共調達基本指針では、市が発注する建設工事等の入札・契約が適正に運用され、市民が安全・安心に働くことのできる労働環境が確立されることを目的に、公共調達に係る基本的な考え方を明確にし、市が担うべき取り組みを着実に進めてきました。発注・施工時期の平準化は、工事のより高い品質の確保と適正な履行や労働環境を確立するために重要なものであり、今後においても事業規模を勘案し、ゼロ市債や工期を複数年とする債務負担行為の活用などを進めてまいります。

次に、柔軟な工期の設定についてです。

国は、28年6月に施工時期等の平準化に向けた取り組みの一つとして、工期設定や施工期間の選択を柔軟にし、受注者にとって効率的で円滑な工事施工体制の確保を図ることを目的とした余裕期間制度の運用方法等を明確にし、積極的な活用を全国の自治体に通知しました。同制度は議員お話しのとおり、工期の30%かつ4カ月を超えない範囲の余裕期間を設定した発注方式で、工事の開始時期と完了時期の選び方において、3種類の方式を設定できるものとしています。

その内容としては、発注者が工事の開始時期を指定する発注者指定方式、発注者が示した工事着手期間に受注者が工事の開始時期を設定することができる任意着手方式、発注者があらかじめ設定した工事完了期限までの全体工期内で受注者が工事の開始時期と完了時期を選択できるフレックス方式の3つの手法が例示されています。

これらの手法により、任意着手方式では実工期期間に変更できないものの、工期の開始時期は余裕期間内で受注者が自由に決めることができ、また、フレックス方式では全体工期内で受注者が実工期を選択できることから、労働者や建設資材の確保を効果的に行うことが可能となっています。

加えて余裕期間中の現場管理は発注者が行うため、技術者等の配置は不要となることから、入札時において現場代理人や主任技術者を配置できない場合であっても、余裕期間内に配置することができれば、工事の受注は可能となり、受注機会の増加や入札不調、不落の軽減につながるものと考えられています。

制度の活用方法がより明確になったことから、余裕期間を設定する制度を導入、または試行する自治体は増加傾向にあり、29年3月現在で都道府県では、発注者指定方式で16団体、任意着手方式で21団体、フレックス方式は6団体が導入しており、全国の市町村では約1割の198団体が制度の導入、または試行している状況となっています。また、道内の自治体では、道建設管理部がフレックス方式による制度を導入しており、道内市町村の動向についても引き続き注視してまいります。

これまで市としては、積極的なゼロ市債や繰越制度の活用並びに工期延長などの対応により、公共工事従事者の週休二日制の推進や施工に必要な実日数などを含んだ適正な工期を設定する中で、発注・施工時期の平準化に努めてきました。

余裕期間制度の導入を検討するに当たっては、対象とする工事の選定や積雪、寒冷地の冬期補正等を勘案した工事計画の調整など一定の基準が必要となることから、ゼロ市債など、これまでの平準化に対する取り組みを踏まえながら、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでした。

（午前11時52分散会）